○清須市健康づくり推進協議会設置要綱

平成 18 年 11 月 17 日告示第 47 号改正 平成 30 年 3 月 30 日告示第 8 号改正 令和 6 年 3 月 29 日告示第 61 号

清須市健康づくり推進協議会設置要綱 (設置)

第1条 市民の生涯を通じての健康づくりを推進するための施策を総合的かつ効果的 に実施することを目的として、清須市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 市民の健康増進に関する基本方針に関すること。
- (2) 保健衛生施設の設置及び運営に関すること。
- (3) 健康づくり等保健事業に関すること。
- (4) その他市民の健康づくりについて市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者の中から市長が選任する。
- (1) 保健医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 事業所の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- **第6条** 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出される前に招集する会議にあっては、市長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第8号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第61号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。